

○若年運転者講習実施規程

北海道警察本部告示第247号

令和4年5月13日

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の規定に基づき、若年運転者講習実施規程を次のように定める。

若年運転者講習実施規程

（趣旨）

第1条 この規程は、道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）第7章の3の2の規定による若年運転者講習（以下「講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（学級編成）

第2条 講習は、1学級3人の編成を基準として行うものとする。

2 講習指導員（指定講習機関（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の4第1項に規定する指定講習機関をいう。）が行う講習にあつては、同項第3号に規定する運転適性指導員。以下「講習指導員等」という。）は、1学級につき1人を置くことを原則とする。

3 指定講習機関は、講習の事務を補助させるため必要があるときは、運転適性指導員のうちから補助者を置くことができる。

（講習車両）

第3条 講習に使用する車両（以下「講習車両」という。）は、次のとおりとする。

(1) 普通自動車免許に係る標準試験車と同等以上の普通自動車（オートマチック車（オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車をいう。）を含む。）であること。

(2) 講習指導員等が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる補助ブレーキの装置を備えていること。

2 受講者が身体障害者であつて、自己の保有する身体障害者用車両の持込みを希望する場合は、危険を防止するための応急の措置を講ずることができる補助ブレーキの装置を備えているものに限り、当該車両の使用を認めるものとする。この場合において、当該受講者に対し、あらかじめ、講習手数料が減額されないことを教示するものとする。

3 講習車両には、車両の前後いずれかの見やすい位置に、標識（別記第1号様式）を表示

しなければならない。

(講習実施基準)

第4条 講習は、別表の若年運転者講習実施基準に従い実施するものとする。

(講習の方法)

第5条 講習の方法は、前条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導をいう。）は、次に掲げる方法により行うものとする。

ア コース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査（以下「実車による検査」という。）は、講習車両1台につき、講習指導員等1人と受講者3人が乗車し、受講者に交替で運転させるものとする。

イ 講習指導員等は、筆記による運転適性検査及び実車による検査の結果に基づき、受講者一人一人に対して個別の指導を行うものとする。

- (2) 講習に使用する教材は、性格と運転の概説に関する視聴覚教材及び感情制御能力、自己の運転技能に対する客観的評価能力等の養成に資する教本で北海道警察本部交通部長（以下「交通部長」という。）が指定するもの並びに運転適性検査用紙とする。

(講習会場の表示)

第6条 規則第36条の11の4第1項に規定する講習会場には、北海道公安委員会（以下「道公安委員会」という。）又は方面公安委員会が行う講習にあつては「若年運転者講習会場〇〇公安委員会」と、指定講習機関が行う講習にあつては「〇〇公安委員会指定講習機関若年運転者講習会場」と各会場の入口に看板等で表示するものとする。

(講習実施責任者)

第7条 北海道警察本部（以下「警察本部」という。）及び方面本部並びに指定講習機関に講習実施責任者（以下「責任者」という。）を置くものとする。

- 2 責任者には、警察本部にあつては交通部運転免許センター運転免許試験課長、方面本部にあつては交通課長、指定講習機関にあつては管理者をもって充てるものとする。

- 3 責任者は、講習の実施に関する事務を適正に行うとともに、講習会場に係る施設について管理し、講習が安全かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

(講習指導員の選任)

第8条 講習指導員については、道公安委員会が行う講習においては交通部長、方面公安委員会が行う講習においては当該方面本部長が、規則第36条の11の5に規定する講習指導員

の要件に該当する職員のうちから選任する。

(講習計画の承認)

第9条 責任者は、1 か月ごとに若年運転者講習実施計画書（別記第2号様式）を策定し、交通部長又は方面本部長の承認を受けなければならない。

(講習の通知等)

第10条 北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課長又は方面本部の交通課長（以下「本部主管課長」という。）は、講習の対象者に対し道路交通法施行規則第38条の4の2の2第1項に規定する若年運転者講習通知書（以下「通知書」という。）に講習の日時及び場所を指定し、封書による配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるもので通知するものとする。

2 通知書には、次に掲げる事項を記載した書面を添付するものとする。

- (1) 講習の所要時間
- (2) 携行品（通知書、運転免許証、筆記用具、講習手数料等）
- (3) 服装等受講上の注意事項

3 本部主管課長は、講習の対象者から、指定された講習の日時又は場所での受講が困難でありその変更を希望する旨の申出を受けた場合において、当該対象者が第1項に規定する通知を受けた日の翌日から起算して1か月以内の期間（以下「受講期間」という。）において受講の機会を確保できるときは、変更を認めて受講させるものとする。

4 本部主管課長は、講習の対象者から、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の11に規定するやむを得ない理由により受講期間に講習を受講することができないためその後の受講を希望する旨の申出を受けた場合は、当該理由のあることを証するに足る書類を提出させ、当該書類により当該理由の確認ができたときに限り、速やかに、講習の日時及び場所を指定して受講させるものとする。

5 本部主管課長は、指定講習機関の講習の受講予定者を確認した場合は、当該指定講習機関に対し若年運転者講習受講予定者通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(講習の移送)

第11条 本部主管課長は、前条第1項の規定による通知をしようとする場合において、講習

の対象者がその住所地を他の都府県又は他の方面管内に変更していたときは、当該対象者に対し、速やかに、住所変更の届出を行うよう指導するとともに、現にその住所地を管轄する公安委員会（以下この条において「新公安委員会」という。）に対し若年運転者講習移送通知書（別記第4号様式。以下この条において「移送通知書」という。）を送付するものとする。この場合において、移送通知書の送付を受けた新公安委員会（道公安委員会又は方面公安委員会に限る。）に係る本部主管課長は、当該対象者に対し、速やかに、同項の規定による通知をするものとする。

- 2 本部主管課長は、前条第1項に規定する通知をした後に、講習の対象者が他の都府県又は他の方面管内に住所地を変更した場合であって、新公安委員会の行う講習の受講を希望するときは、当該対象者に対し、速やかに、住所変更の届出を行った上で、新公安委員会に受講の申出を行うよう指導するものとする。この場合において、当該対象者の旧住所地を管轄する道公安委員会又は方面公安委員会に係る本部主管課長は、新公安委員会からの連絡に基づき、新公安委員会に対し移送通知書を送付するものとする。

（講習の受付等）

第12条 責任者は、講習を受けようとする者から受講の申請があった場合には、講習手数料及び通知手数料として、規則第36条の11の6第2項に規定する若年運転者講習受講申請書及び若年運転者講習通知手数料納付書（別記第5号様式）にそれぞれ所要の北海道収入証紙を貼付させて受け付けるものとする。ただし、指定講習機関が行う講習に係る講習手数料の納付方法については、指定講習機関の定めるところによる。

- 2 責任者は、前項の場合においては、講習を受けようとする者から通知書の提出を受けるとともに、運転免許証によりその者が講習の対象者であることの確認を行うものとする。

- 3 責任者は、若年運転者講習受講申請書に基づき、講習日別に若年運転者講習受講者名簿（別記第6号様式）を作成するものとする。

（若年運転者講習終了証明書の交付）

第13条 責任者は、講習を終了した者に対し、講習会場において規則第36条の11の6第3項に規定する若年運転者講習終了証明書を交付するものとする。

（結果報告）

第14条 責任者は、毎月の講習実施結果を取りまとめ、翌月の10日までに、若年運転者講習実施結果報告書（別記第7号様式）により交通部長又は方面本部長に報告しなければならない。

(事故防止)

第15条 講習指導員等は、実車による検査を実施する場合には、講習車両の運行前の点検を励行するとともに、運転者に座席ベルトを装着させるなど、講習の実施に係る事故の未然防止に努めなければならない。

2 講習指導員等は、講習中に事故が発生したときは、負傷者の救護その他応急の措置を講ずるとともに、速やかに、事故の発生日時及び場所、負傷者の数及び負傷の程度並びに事故の状況を責任者に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告を受けた責任者（指定講習機関の責任者に限る。）は、速やかに、その内容を本部主管課長に報告しなければならない。

(簿冊の備付け)

第16条 責任者は、次に掲げる簿冊を備え付け、講習事務の実施状況を明らかにしておくものとする。

- (1) 若年運転者講習実施計画書
- (2) 若年運転者講習受講者名簿
- (3) 若年運転者講習終了証明書控簿
- (4) その他必要な簿冊

2 前項の簿冊の保存期間は、講習事務を完了した日の属する年度の翌月から2年間とする。

附 則

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

別表（第4条関係）

若年運転者講習実施基準

1 第1日目

講習科目	内 容	指導要領	時間
(1) 運転適性検査	運転適性検査（科警研編73C型）を実施する。	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、運転適性検査（科警研編73C型）を実施する。 自分の力を出し切るよう指導する。	60分
(2) 技能録画①（実車）	受講者の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	受講者の運転姿勢を映像として記録する。 受講者の運転について映像を記録する。	60分
(3) 性格と運転の概説（座学）	視聴覚教材や運転適性検査（科警研編73C型）の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。	性格と運転行動の関係について、自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものと する。 運転適性検査（科警研編73C型）の結果を受講者に渡した上で、安全な運転の在り方について指導・助言を行う。 運転適性検査（科警研編73C型）の結果における長所については褒める一方、短所については表れやすい運転行動を例示として挙げ、自己の運転行動を見つめ直すきっかけを作る。	60分
(4) 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①（座学）	運転適性検査（科警研編73C型）の結果及び技能録画①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。	録画映像の観察に先立ち、「技能録画①」における運転について受講者に点数形式で自己評価をさせ、減点要因を受講者に語らせることにより（満点評価した場合には現状維持又はそれ以上を目指すための要因を語らせることにより）、受講者の運転に対する主観的評価を把握する。 運転適性検査（科警研編73C型）の結果及び本項目開始時における自己評価結果を踏まえ、技能録画①において録画した自己の運転状況の映像（一部で構わない。）を観察し、問題（危険性がある運転行為等）があった運転場面について、受講者自身に、何が問題であったのか、自己の心理的特性がどのように運転行動に影響したのか、また、心理的特性の短所について、どのように意識して行動したら補うことができるのかについて、講習指導員とデ	60分

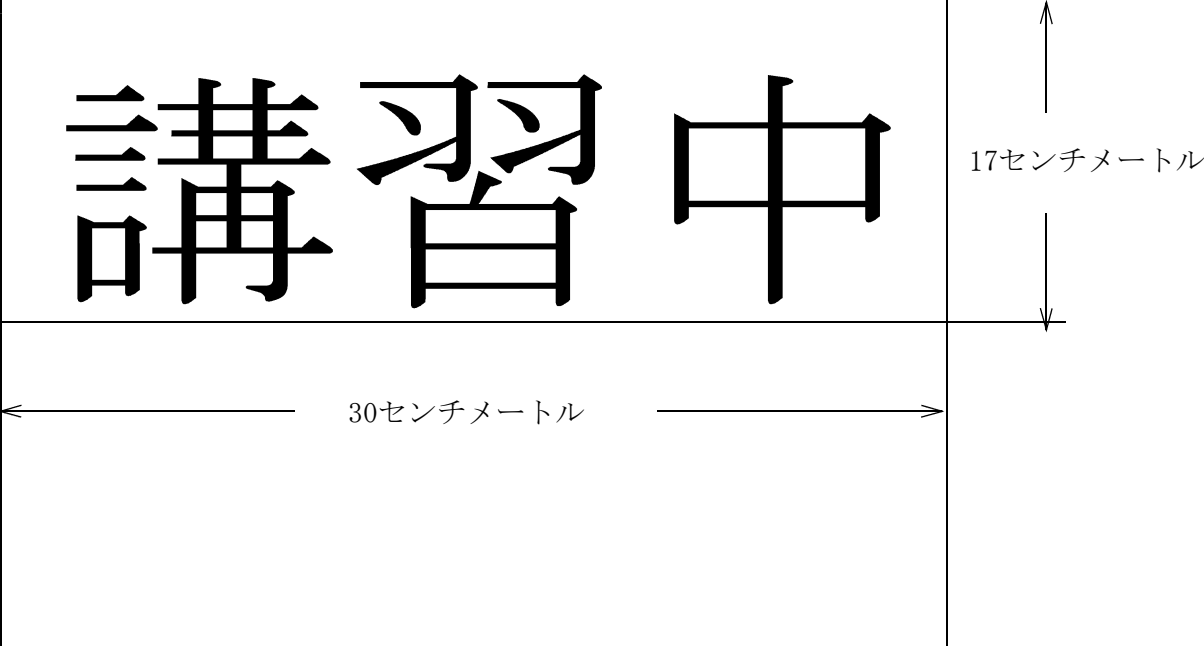
		ディスカッションすることにより考えさせ、心理的特性が運転行動に与える影響を理解させるとともに、客観的評価と主観的評価の相違を理解させる。	
(5) 安全運転のための指導①（実車）	実車を講習指導員が同乗した上で運転させ、運転適性検査（科警研編73C型）の結果及び「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」を踏まえ、受講者の弱点となる場面について重点的に指導を行う。		60分

2 第2日目

講習科目	内 容	指導要領	時間
(1) 技能録画②（実車）	受講者の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	受講者の運転姿勢を映像として記録する。 受講者の運転について映像を記録する。	60分
(2) 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②（座学）	各受講者の技能録画②で録画した映像に基づき、運転適性検査（科警研編73C型）の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	録画映像の観察に先立ち、「技能録画②」における運転について受講者に点数形式で自己評価をさせ、減点要因を受講者に語らせることにより（満点評価した場合には現状維持又はそれ以上を目指すための要因を語らせることにより）、受講者の運転に対する主観的評価を把握するほか、運転適性検査（科警研編73C型）の結果を踏まえ、講習全般について、どのような点について注意して運転していたのか、講習生に意見を述べさせる。 自己の心理的特性を踏まえた運転をすることにより、自己の運転行動にどのような変化が生じたのか（可能な限り、技能録画①において録画した映像（一部で構わない。）と技能録画②において録画した映像（一部で構わない。）を比較するなどしてその違いを視覚的にも明らかにする。）を、講習指導員とディスカッションすることによって理解させるとともに、各受講者の運転適性検査（科警研編73C型）の結果及び1日目と2日目に実施した自己評価の結果を踏まえた指導を行い、今後も自身の運転を客観的に反省する	60分

		ことができるよう意識付けを行う。	
(3) 安全運転のための指導②（実車）	実車を講習指導員が同乗した上で運転させ、運転適性検査（科警研編73C型）の結果及び「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」を踏まえ、受講者の弱点となる場面について重点的に指導を行うほか、講習の総まとめとして、交通違反や交通事故につながりやすい運転行動及び心理的特性について解説し、いかなる状況においても安全運転を心掛けるよう指導を行う。		60分
(4) 講習全体の振り返り（座学）	受講者に対して発言を促しながら質疑応答を行い、講習全体を通じての感想文をまとめさせる。		60分

別記第1号様式（第3条関係）



- 注1 金属、木、その他の材料を用い、使用に十分耐えるものとする。
- 2 文字の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
- 3 「講習中」の文字の大きさは、縦、横8.0センチメートルとし、文字の線の太さは、1.0センチメートルとする。

別記第2号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

交 通 部 長 殿
（ 方面本部長）

実 施 機 関
責 任 者 名

若年運転者講習実施計画書（ 月分）

番号	実 施 月 日		講習予定 人 員	講習体制 (指導員数)	備 考
	第1日目	第2日目			

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第3号様式（第10条関係）

若年運転者講習受講予定者通知書

年 月 日

指 定 講 習 機 関 名
講 習 実 施 責 任 者 殿

公安委員会 印

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する講習を実施するよう通知する。

番 号	氏 名 生 年 月 日	住 所	性 別	免許 種別	免許証 番 号	講 習 指 定 年 月 日

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（第11条関係）

若年運転者講習移送通知書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
公安委員会 印	
下記の者について若年運転者講習移送通知書を送付する。	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免 許 証	番 号
	交付公安委員会
	交 付 年 月 日
免 許 の 種 類	
講 習 を し よ う と す る 理 由	
備 考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第 5 号様式（第12条関係）

若年運転者講習通知手数料納付書			
年 月 日			
公安委員会 殿			
住 所			
氏 名			
北海道公安委員会手数料条例第 2 条第 1 項の規定により、若年運転者講習通知手数料を納付します。			
講習月日	年 月 日	講習場所	
収入証紙貼付欄			

注 規格は、A 列 4 番縦長とする。

別記第 6 号様式（第12条関係）

若年運転者講習受講者名簿

講習日

第 1 日目
第 2 日目

年
年

月
月

日
日

講習会場（
）

番号	住 所	氏 名	生年月日	免 種 許 別	免許証番号	終了証明書 番 号	備 考

注 規格は、A列4番横長とする。

別記第 7 号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

交 通 部 長 殿
（ 方面本部長）

実 施 機 関
責 任 者 名

若年運転者講習実施結果報告書（ 月分）

番号	実 施 月 日		受講人員	講習体制 (指導員数)	備 考
	第 1 日 目	第 2 日 目			

注 規格は、A列4番縦長とする。